

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会公文書等管理部会を開催しました。

● 名称：第14回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

● 日時：令和5年11月24日（金）午前10時00分 ～ 午前11時27分

● 場所：大津市京町四丁目1-1
滋賀県庁本館4-A会議室

● 議題：
廃棄予定文書の歴史公文書該当性について

【審議の概要】

・ 公文書館の二次選別結果に対する委員意見等を踏まえ、選別の考え方等を整理し、廃棄予定文書の追加移管および歴史公文書該当性に係る審議会意見について審議した。

【廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る審議会からの意見】

- (1) 公文書館が実施した二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 二次選別結果については、滋賀県文書管理規程（昭和63年滋賀県訓令第5号）別表第4「保存期間満了後の措置の基準」に基づいて適正に判断されたものと認められるが、同表1に示された「基本的な考え方」の解釈においてやや狭く解する傾向がみられた。
今後の運用においては、例えば、県の裁量の幅が小さい業務や毎年度実施する業務等に係る文書についても、業務実施の実態が把握できるものや社会的関心が高まってきているもの等については、サンプルとしての保存も含め、移管の要否について検討されたい。
- (3) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、今後、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、歴史公文書等に該当するようなファイルについて適切な保存期間が設定されるよう検討されたい。
- (4) 歴史公文書該当性の判断にあたっては、事業を知悉する実施機関の関与が欠かせないことから、歴史公文書の考え方等について実施機関の職員に研修を行うこと等により、レコードスケジュールおよび一次選別の精度の向上に努められたい。
- (5) 選別手続において、文書管理システムに登録されているにもかかわらず使用の実態がないファイルおよび使用の実態があるにもかかわらず誤廃棄または紛失されたファイルが見受けられたため、滋賀県公文書

等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）に基づく文書管理制度について、引き続き研修の実施等により実施機関に周知徹底されたい。また、紙媒体と電子媒体が存在している文書において、混同による誤廃棄等が起こらないように留意されたい。

●会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。